



一人で悩まず、気軽に相談を

※予約は不要、相談は無料

消費生活センターは、国家資格を有する専門の消費生活相談員が、電話や窓口で相談を受け、トラブルの解決策や、事業者との自主交渉の方法などについて助言します。

また、若者や高齢者など年齢等に配慮し、自力で事業者と交渉することが難しい場合は、中立的な立場で事業者との交渉のお手伝い（あっせん）をすることもあります。

☞ 相談にあたってのお願い ☞

内容により解決に至らない、または対応できないケースもあることをご理解ください。

★対応として「より適切な窓口紹介」や「情報の提供」をさせていただくことがあります。

★商品やサービスの価格を相談者の希望どおりにするための価格交渉はできません。

★相談員は弁護士業務のように相談者の代理人となって交渉することはできません。

★事業者の信用性についてはお答えできません。 など

次のような方の相談はお断りすることがあります。

★相談時間が極端に長い人（相談時間は30分程度が目安）
他の相談者の方の相談時間がなくなるのでルールを守ってください。

★相談員に心理的・物理的な圧力をかける人（怒鳴る、あばれる等）



困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662 (平日9時～17時)

消費者ホットライン 188(い・や・や)



《お知らせ》

令和7(2025)年3月7日に大津市消費生活センターは設立50周年を迎えます。

～大津市消費生活センターの活動～

（１）啓発活動

令和6年度から消費者問題を、より多くの市民の皆様知ってもらうため、**地域に出向く講座**や歴史博物館等の**他部署との合同企画**などを試行的に始めました。

また、若者に対する消費者教育として、成人年齢の引き下げに併せて、滋賀弁護士会等のご協力で「高校生に対する消費者教育講座」を開催しています。

【歴史博物館との合同企画（11/14）】

テーマは「室町・戦国時代の経済と消費」



【弁護士による消費者教育講座（10/21）】

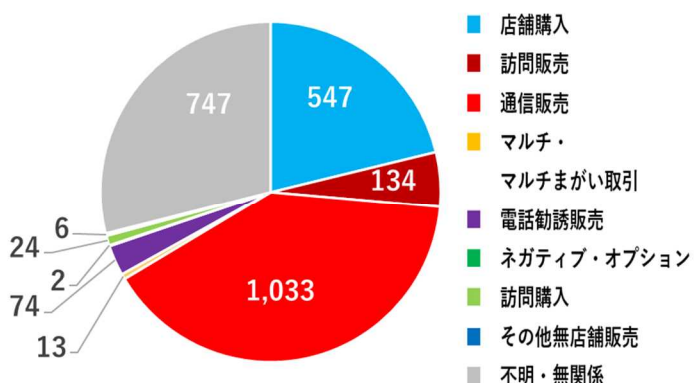
会場：北大津高校



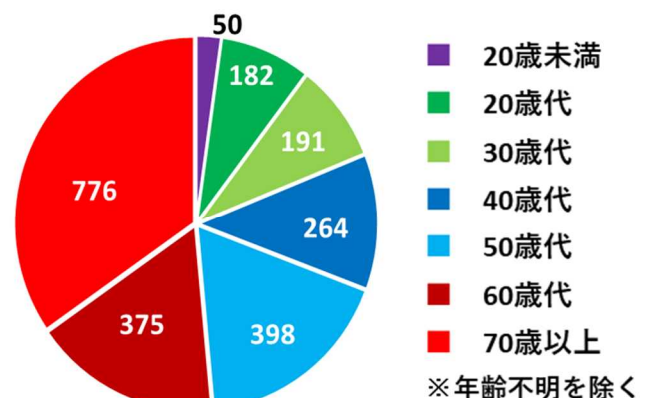
（２）相談活動

令和5年度相談受付件数は**2,580件**です。そのうち年代別では、**70歳以上**の件数が、**776件**と著しく多数を占め、概ね年代が高くなるほど増加する傾向を示しています。

【令和5年度相談受付（購入形態別）】



【令和5年度相談受付（年代別）】



また、販売購入形態は、近年、**通信販売**が店舗購入の2倍弱の最多で、通信販売が日常生活に普及しているとともに、トラブルのリスクも有していると考えられます。

令和6年10月10日、大津市消費生活審議会を開催し、上記の内容を含めて「令和5年度事業報告」「令和6年度事業進捗」「令和7年度事業計画」を議題として、当センターの活動を審議しました。

審議会の詳細な議事概要は大津市ホームページでお読みいただけます。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1113/g/iinkai/65151.html>